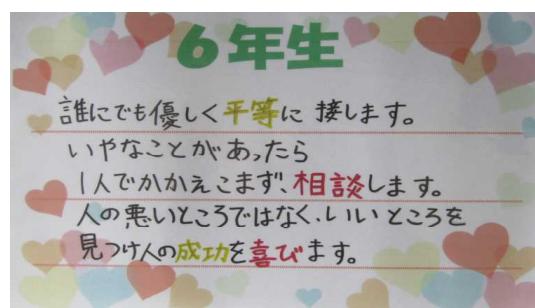
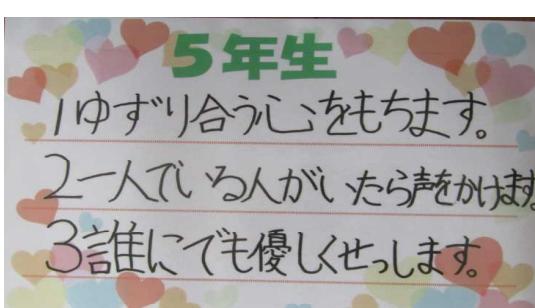
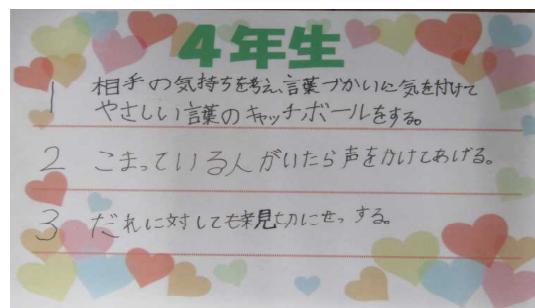
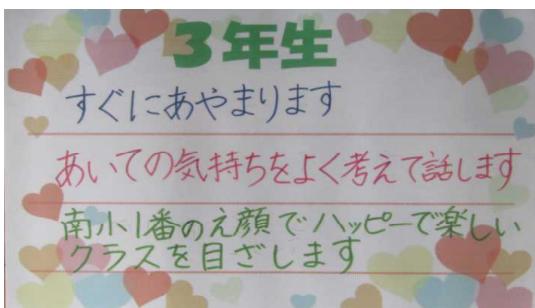
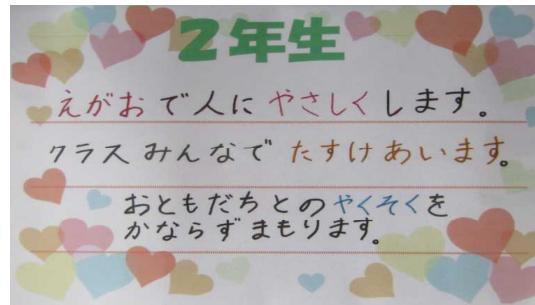
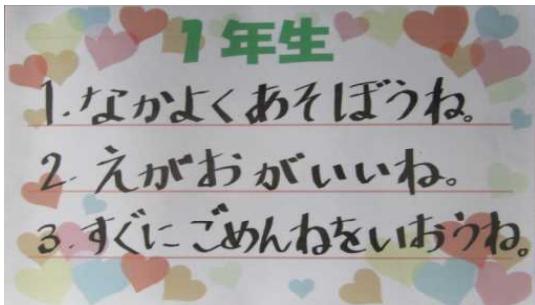


令和7年度

いじめ防止対策基本方針



鉢田市立旭南小学校

令和7年4月1日 改訂

鉾田市立旭南小学校いじめ防止対策基本方針

第1 いじめの防止対策の基本的な方向に関する事項

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた子供の心に永く深い傷を残すものであり、人間として絶対に許されない人権侵害である。また、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こり得るものであるという基本的な認識のもと、日常的にいじめの未然防止に取り組む。本校児童が、楽しく豊かな学校生活が送れることができるよう、いじめのない学校づくりを推進する。

本基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のもと、茨城県、鉾田市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）。第13条の規定に基づき、いじめの防止など（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処を言う。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

2 基本理念

【いじめの禁止】

いじめ防止対策推進法 第4条児童等は、いじめを行ってはならない。

【学校及び学校の教職員の債務】

いじめ防止対策推進法 第8条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他関係者と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに当該学校に在籍する児童等がいじめをうけていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【保護者の債務等】

いじめ防止対策推進法 第9条

- 1 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するのであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめ防止等のための対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう心の育成に努めなければならない。そして、いじめという行為が、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、教育活動全体を通して理解させ、未然防止と根絶に向けて自ら行動できる資質を養うことが大切である。

3 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

【平成25年9月28日施行 「いじめ防止対策推進法 第2条より】

【いじめに該当する行為】

- ・冷やかしやからかい。悪口や脅し文句。
- ・仲間はずれや集団による無視。
- ・ぶつかられる。たたかれたり、けられたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ・その他の心身に苦痛を感じる行為。

4 いじめ防止のための基本的な考え方

- いじめは、決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている児童を全職員が全力で保守する。
- いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得ることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制づくりをする。
- 本校は、いじめを防止・早期発見し、適切な措置を行う。

(1) いじめ防止

いじめ問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大切であると考え、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てる。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応であり、日ごろから児童の言動に留意し、毎週末に行われる生徒指導委員会において情報の伝達共有を行い、いじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応をする。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図り、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

第2 いじめ防止対策の内容

1 いじめ防止等のための組織

いじめ防止等を実効的に行うために「いじめ防止対策委員会」を生徒指導委員会時に設置する。この会は、生徒指導委員会において開催し、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

(1) 構成員は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・学校関係者等、その他校長が認める者とする。

(2) 役割は、本校におけるいじめ等の防止、早期発見、いじめに対する措置とし、アンケート調査や日ごろの観察等からの児童の実態や職員間のいじめに対する共通理解を図る場とする。

(3) いじめ防止対策委員会は、毎週末に開催する生徒指導委員会において開催する。また、アンケート調査等を行った時は、職員会議後にも行う。いじめ事案発生時は当日速やかに会を開催する。

【内容】

- 学校いじめ防止基本方針の作成及び見直し
- 「いじめ」についての共通理解と指導体制の確立・強化
- 「いじめ」の事例について、報告・分析・対策の決定
- 「学校生活アンケート」調査結果や教育相談の報告等の情報交換と課題の整理
- 「いじめ」「不登校」を含めた生徒指導上の課題に対する対応策の検討と決定
- 要配慮・要支援児童への配慮事項と支援方針決定

2 いじめ防止対策

※別紙1参照

(1) いじめの防止

ア 児童が主体となった活動

- (ア) 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通して行う。
- (イ) 各種行事（遠足・ひまわりプロジェクト・いじめ防止集会等）による異学年交流を実施する。
- (ウ) 年間指導計画に基づいた人権教育を推進する。（話合い活動の充実）

イ 教職員が主体となった活動

- (ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業を実践する。
 - ・一人一人の実態に応じた「分かる授業」の展開
 - ・校内授業研究の実施
- (イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めると共に児童アンケート実施後に気になる児童に対し、寄り添った支援体制を整える。
- (ウ) 道徳や情報モラルに関する指導の時間の他、教科や学級活動の時間においても、いじめは絶対に許さないという人権感覚を育む。
- (エ) 家庭や地域との連携を深め、共にいじめ防止に取り組む体制を強化推進する。
 - ・PTA総会での学校の方針説明
 - ・学校だよりや学年だよりを活用したいじめ防止に係る啓発
 - ・授業参観日の学級懇談における話題の提供と話合い

(2) いじめの早期発見

いじめのサインの共通理解と見直し

- ア いじめられている子やいじめている子の発するサインを全職員及び保護者で共有し、見逃さない。
 - ・具体的なサインの共通理解と情報共有

※別紙2、3参照

- イ いじめの事実が無いかどうかすべての児童及び保護者を対象として、定期的にアンケート調査を実施する。

- ・学校生活アンケートの実施（毎月）
- ・家庭用いじめ発見チェックリストの活用
- ・県下一斉アンケートへの協力及び実施

- ウ アンケートの実施後、気になる児童に対して教育相談等を行い、状況の把握と対応策を立てる。

- ・教育相談の実施
- ・保護者との面談の実施

- エ いじめ対策委員会において、アンケートや相談等の結果の他、全職員で得た情報等を集約し、週末の生徒指導委員会において、共通理解を図る。

(3) いじめに対する措置

※別紙4参照

ア いじめ発見・通報を受けた時の対応

- ・職員は、いじめを発見した場合、その時、その場で、いじめの行為をすぐにやめさせる。
- ・いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置を講じる。
- ・いじめの事実について、管理職に速やかに報告する。

イ 情報の共有

- ・アの情報を受けた職員は、管理職と協議し、いじめ防止対策委員会へ情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

- ・速やかに関係職員と管理職と協議し、調査の方向について決定する。
- ・調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直ちに報告する。
- ・児童からの聞き取り調査については、児童が話しやすい職員を複数選任する。
- ・必要な場合には、全児童への調査を行い、結果をいじめられた児童及びその保護者に提供することをあらかじめ念頭に置き、その旨を調査対象者となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

エ 解消へ向けた指導及び支援

- ・専門的な支援が必要な場合には、市教育委員会及び警察等の関係機関へ相談する。
- ・解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- ・事実関係が把握された時点で、いじめ対策協議会で協議し、指導及び支援の方針を決定する。
- ・指導及び支援方針の変更等が必要となった場合は、校内いじめ対策協議会で協議し決定する。
- ・すべての指導及び支援については、組織的に対応する。

<指導及び支援を行う際には、以下の点に留意して対応する。>

いじめられた児童とその保護者への支援

『いじめられた児童への支援』

- いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援する。
 - ・安全・安心を確保する。
 - ・心のケアを図る。
 - ・今後の対策について、共に考える。
 - ・温かい人間関係を構築する。

『いじめられた児童の保護者への支援』

- いじめの事案が発生した場合、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えるようにする。
 - ・じっくりと話を聞く。
 - ・苦痛に対して共感的に理解を示す。
 - ・親子のコミュニケーションを大切にする等の協力を求める。

いじめた児童及びその保護者への指導・支援

『いじめた児童への指導・支援』

- いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようとする指導を根気強く行う。
 - ・いじめの事実を確認する。
 - ・いじめの背景や要因の理解に努める。
 - ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
 - ・今後の生き方を考えさせる。

『いじめた児童の保護者への指導・支援』

- 事実を把握したら、速やかに面談し、丁寧に説明する。
 - ・児童や保護者の心情に配慮する。
 - ・いじめた児童の成長につながる指導を行うこと、そのためには、保護者の協力が必要であることを伝える。
 - ・些細なことでも気付いたことや知り得たことは報告してもらう。

『保護者同士が対立する場合などへの支援』

- 教職員が間に入って関係調整を行う場合は、中立、公平性を大切にした対応を行う。
 - ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感を丁寧に傾聴し、寄り添う態度で臨む。
 - ・管理職が率先して対応する。
 - ・教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

いじめが起きた集団への働きかけ

- 被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかった集団に対しても、自分たちでいじめの問題を許さず、解決に導く力を育成する。
 - ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
 - ・自分の問題としてとらえさせる。
 - ・望ましい人間関係づくりに努める。
 - ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

オ 関係機関への報告

- ・校長は、市教育委員会への報告を速やかに行う。
- ・生命や心身又は財産への被害等のいじめが犯罪行為であると認められる場合には警察へ通報し、警察と連携して対応する。

カ 繼続指導・経過観察

- ・全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

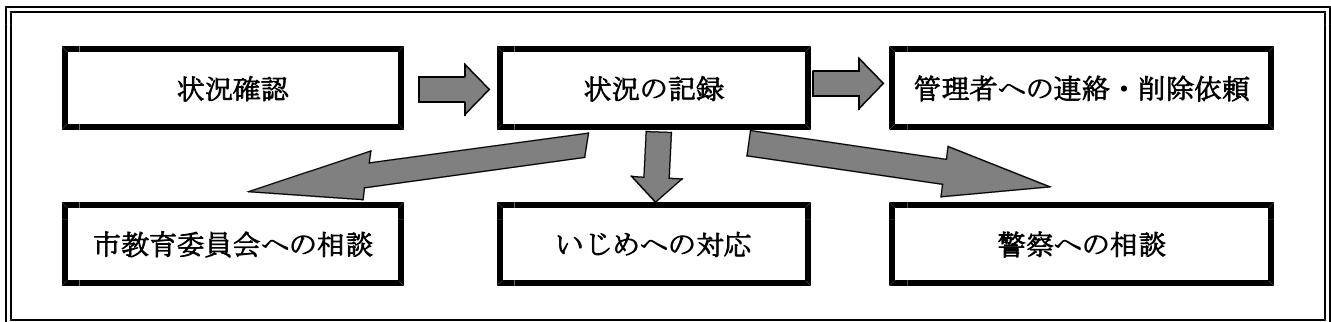
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし、社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載する等がネットいじめであり、犯罪行為である。

イ ネットいじめの予防

- ・フィルタリングや保護者の見守り等について、保護者への啓発を行う。
- ・教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- ・機会を捉えて、情報モラルに関する学習会や講演会を行う。
- ・インターネット利用に関する職員研修を実施する。

ウ ネットいじめへの対応

- ・被害者からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報等により、ネットいじめの把握に努める。
- ・不当な書き込みを発見した時は、次の手順で対処する。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、いじめ対策協議会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるため、スクールカウンセラーや専門家を講師とした研修や具体的な事例研修を計画的に実施する。

(3) 校務の効率化

いじめの防止・発見・対処を行うため、教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を構築する。のために、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整え、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめ防止の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等を点検すると共に、「いじめ早期発見のためのチェックリスト」(教師用)を活用して、学校におけるいじめの防止の取組の充実を図る。

(5) 地域や家庭との連携

子供が安心して悩みや相談ができる大人が身近に感じられるように、PTAや学校評議員、地域との連携を密にして、学校と地域・家庭が組織的に協働できる体制を構築する。

(6) 関係機関との連携

いじめは、学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、関係機関と一体的な対応を図る。

ア 市教育委員会との連携

- ・関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

イ 警察との連携

- ・生命や心身又は財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童の生活、環境の状態把握

エ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状態にある場合には、重大事態として直ちに、校長が市教育委員会に報告すると共に、協力を依頼する。
- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・児童が自殺を意図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が、30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況による。
- (2) 事実関係等の必要な情報を提供する場合は、責任を有することを踏まえ、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。